

## 千葉県土地改良区に係る新検査方針

### 1 目 的

県内大規模土地改良区において事務局職員による不適正な経理で多額の使途不明金が生じ、県による検査において不正の発見に至らなかったことを受け、外部有識者による「千葉県土地改良区に係る検査改善検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、今後の再発防止に向けた新検査方針の策定についての提言をいただいた。

県では、この提言を踏まえた新たな検査方針を策定し、今後、県内土地改良区が不祥事件を起こすことのないよう、より実効性の高い検査を実施する。

### 2 土地改良区における新検査方針

#### (1) 検査員の意識改革

##### ○ 検査員としての心得の徹底

常に職業的懐疑心を持ち検査に臨むよう、検査員としての心得を身に付けさせる。

また、個別事例の研修等を実施することにより、不正を見抜く能力の向上を図るほか、検査に必要な土地改良事業や換地業務などの専門知識を習得させる。

##### ○ 検査業務と指導監督業務の明確化

これまでの検査は、指導監督業務を兼ねて実施していたことから、検査業務と指導監督業務の組織体制を分離し、それぞれの部門の視点でチェックを行うことで、担うべき役割を明確にする。

#### (2) 検査体制の強化

##### ○ 土地改良区の規模に応じた通告方法の見直し

土地改良区に対する検査は、あらかじめ通告しないで行う。ただし、職員を配置していないような小規模土地改良区に対しては、検査の実効性を確保するため、通告検査を実施する。

また、小規模土地改良区であっても、予算の増減が顕著な土地改良区や、内部けん制が働いていない土地改良区、内部通報等により、特に必要と認められる土地改良区の場合は、無通告検査を実施する。

なお、通告検査を実施する場合は、事前工作を容易にさせないよう、年度当初の一括通告ではなく、個別通告とするが、役員に過度な事務負担を生じさせないよう配慮する。

##### ○ 通告検査における検査基準日の見直し

これまでの検査では、検査着手日の前業務日を検査基準日としていたが、今後は、事前工作を容易にさせないよう、検査基準日は検査通告日よりも過去の日とする。

## ○ 検査日数の見直し

これまで土地改良区の規模に関わりなく1日間で実施していた検査日数を見直し、今後は、土地改良区の規模に応じた検査日数とする。

## ○ 検査人員の見直し

これまでの検査では、土地改良区の規模に応じて2～3人体制で実施していたが、今後は、新たに会計経理に精通した職員を増員するなど、会計経理に関する事項の検査体制を強化する。

## (3) 検査方法の見直し

### ○ 現金預金の取扱いに係る検査方法の見直し

現金預金の取扱いに係る検査については、残高の照合のみならず、金銭の出入りの頻度や用途などの合理性にも着目するなど、詳細に照合確認する。

また、金銭の出入りについては、手続きが適正なのかという準拠性だけでなく、入出金額や入出金時期、入出金頻度が適正なのかという正当性にも着目して確認する。

なお、残高照合に当たっては、預金通帳及び預金証書の原本と必ず照合確認する。

### ○ 検査対象項目の確認方法の見直し

検査対象項目の確認に当たっては、聴取対象者本人だけでなく複数人から聴き取ることとし、回答に矛盾点がないか注意を払う。

また、複数人による相互チェックの実施や、職務の分担化、同一人物を長期間同じ職務に関与させていないなどの、内部統制が図られているかについても検証する。

さらに、事務局内のコンプライアンス推進体制など職場環境の健全性についても確認する。

### ○ 理事等の検査立会いの徹底

事務局又は職員を設置している土地改良区であっても、必ず、役員の出会いは得て検査を行う。また、役員からの意見聴取を実施し、役員がその適正な権限を持ち、職員等に対する管理・監督責任を果たしているか確認する。

### ○ 検査指摘事項の明確化

改善を要する事項について、会計経理に関する事項の一部を口頭指摘にとどめていた事例があったことから、役員も含めた関係者への的確な情報提供や指摘事項の事後的な改善確認ができるよう、今後は全て文書による指摘とする。

## (4) 複式簿記方式・外部監査制度の導入促進

### ○ 複式簿記方式の導入促進

大規模土地改良区に対して、土地改良区の財務及び運営に関するすべての取引及び事象を補足できる複式簿記方式の導入促進を図る。

## ○ 外部監査制度の導入促進

大規模土地改良区に対して、第三者の視点から監査を行うことにより業務運営の透明性が高められる外部監査制度の導入促進を図る。

また、職務分掌や内部けん制が十分でない土地改良区に対しては、直接残高確認や決算書等会計資料作成の外部委託化についても、導入促進を図る。

## (5) その他

### ○ 内部通報制度の導入促進

大規模土地改良区に対して、リスクを適切に管理し、問題が大きくならないうちに解決することが可能となる、内部通報制度の導入促進を図る。

### ○ 土地改良区決算書等の報告徴収による、最新の法人情報の常時把握

指導監督担当は、毎年、県内全土地改良区の決算書、総会（総代会）資料、役員及び会計事務担当職員名簿等の報告徴収を実施し、当該報告内容を検証した上で把握した問題点等について、常に検査担当と情報共有する。

検査担当は、検査の実施に当たり、指導監督担当と連携し、事前に指導監督面から見た問題点等について十分に把握し、検査に反映させる。

なお、指導監督面から見た問題点等により、必要と認められる場合は、重点事項を設けるようにして、検査にメリハリをつける。

### ○ 土地改良区統合整備の促進等

統合整備を推進する土地改良区にあつては、改良区役員等の個別指導を行うとともに、統合整備に向けた改良区指導を行うことにより、事務職員が配置できる程度の合併、合同事務所化を進める。

また、土地改良区の運営を実質一人に任せきりにするなど、内部けん制が働いていないと認められる土地改良区に対しては、事業運営の基盤強化を図り、事務的・技術的能力の向上を図る上で、統合整備（解散・合同事務所化含む）を強く指導する。

なお、事業が完了するなど解散を予定している改良区、又は活動を停止している改良区については、各農業事務所及び市町村と連携を図り、速やかに解散に向かうよう指導する。